

特定処遇改善手当支給要綱

社会福祉法人 幸 楽 会

特定処遇改善手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）を算定し、その趣旨に基づき、社会福祉法人幸楽会 職員（以下「職員」という。）の処遇改善方法について定めるものとする。

(対象事業所)

第2条 特定加算の対象事業所は、老発0412第8号「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（以下「手順及び様式例」という。）に基づき、次の4事業所とする。

- (1) 特別養護老人ホーム幸楽園
- (2) 外旭川デイサービスセンター幸
- (3) 幸楽園訪問介護ステーション
- (4) ショートステイ幸楽園

- 2 対象事業所は、サービス体制強化加算の最も上位の区分（訪問介護にあたっては特定事業所加算Ⅰ又はⅡ、介護老人福祉施設にあつてはサービス提供体制強化加算Ⅰ又は日常生活継続支援加算）を算定していることを条件とする。
- 3 前項に示す介護福祉士の配置要件を満たしていない事業所は対象事業所としない。

(介護職員等特定処遇改善加算計画の策定)

第3条 社会福祉法人幸楽会（以下「法人」という。）は、第2条で定める対象事業所を一括し、介護職員等特定処遇改善加算計画（以下「計画」という。）を策定し、保険者へ届け出るものとする。

- 2 法人が計画を変更する場合も同様とする。
- 3 計画策定時に特定加算の見込額を計算、勘案し、職員への配分金額を決定する。

(配分職員の範囲)

第4条 特定加算取得後、手順及び様式例に基づき、処遇を改善する職員の範囲を次のとおり定める。

(1) 経験・技能のある介護職員

法人が別に定める第1種正規職員であり、介護福祉士資格を取得し、第2条に定める事業所の他、居宅介護支援事業所での従事年数が基準日時点で10年を超える介護職員とする。中途採用者については他法人等の経営する老人福祉施設（通所、訪問、短期入所事業所を含む）従事年数を加算することができる。

但し、再雇用又は試用期間中の職員を除くものとする。

また、法人内の人事異動により「社会福祉法人幸楽会新規採用及び人事異動職員育成要綱」に基づく、指導期間中を除くことができる。

(2) 他の介護職員

経験・技術のある介護職員を除く介護職員とする。

但し、短時間労働者については常勤換算とする。

(3) その他の職員

介護職員以外の職員を示す。

但し、短時間労働者については対象としない。

2 前項の関わる経験年数の基準日並び配分職員の区分の変更日を4月1日とする。

ただし、加算算定初年度は10月1日とする。

3 法人が定める給与規程第19条に定める職員には配分しない。

(配分方法)

第5条 特定加算報酬の入金月に、法人の給与規程に基づき、次の項目での配分をすることができる。

(1) 特定処遇改善手当

全ての職員を対象に支給することができる。

(2) 調整手当

経験・技能のある介護職員へ支給することができる。

2 配分に当たり第4条に定める職員毎の配分割合は手順及び様式例に定めに基づき、次について遵守する。

(1) 経験・技能のある介護職員への賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の2倍以上であること。

(2) 他の介護職員の賃金に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りではないこと。

(3) その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。

(4) 上記1、2項に該当する職員のうち4名以上(対象事業所数×1名)が賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上でなければならない。

(5) 前項に関わらず、賃金見込額が年額495万円を超える職員は支給しない。また、賃金改善後の賃金見込額が495万円を越える場合は、支給額を調整することができる。

(職場環境要件)

第6条 平成20年10月から届出した日の属する月の前日までに実施した処遇改善の内容を全ての職員へ周知していなければならない。また、介護職員等特定処遇改善加算

計画内の別紙1表3の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1以上の取組を行なう。

(見える化要件)

第7条 特定加算に基づく、取組内容については法人が所有するホームページへ掲載し、公表する。

(実績報告)

第8条 法人は各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、必要事項を秋田市に報告しなければならない。また、届出した実績報告書は2年間保存しなければならない。

(本要綱の改廃)

第9条 本要綱の改廃は理事長の決議によるものとする。

ただし、介護保険法介護職員等特定処遇改善加算制度が廃止となった場合は、本要綱も廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

令和 3年 1月 1日 一部改定